



新選憲法秘録

73  
2876  
6





門 3 保 7  
2.876  
卷 6



新選憲法秘録

北海道之部

九 八 七 六 五 四 三 二 一

非常ノ邊ルニ以テ

東部ニ通ルニ以テ

役所向ニ新規ニ設ケルニ以テ

只材ニ在リ材助方ニ以テ

材ノ用多ク撤去スルニ以テ

石目取再々ニ以テ

四年負皆附以在ル所自存出スルニ以テ

海定所地所ノ若沖ノ利々々々自今令子信ノ中ニ以テ

忌服兼出氣日取ニ以テ



十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

主人若地中  
のり方事

四年有以  
附心歴次  
お止り事

持地事

出作入作  
地事

築外林  
中河邊  
成以地  
事お紙  
捕物  
以事  
以方  
事

支離所  
百姓  
所人  
古今  
縁事  
信事  
以事  
以方  
事

田畑  
取事  
事

若以  
寺特  
事  
事

寺院  
事  
事

久能  
事  
事

何皆  
事  
事

十一

旅中  
事

十二

子供  
事  
事

十三

加  
事  
事

十四

若物  
事  
事

十五

寺特  
事  
事

十六

老表  
事  
事

十七

寺特  
事  
事

十八

事  
事  
事

十九

事  
事  
事

二十

事  
事  
事

二十一

夜合  
事  
事







六

山崎新合通船年序の記方何事

五

因人途中法新刊の記方何

四

子代在出と趣意考の記方何

三

寺社に扱方何

二

俗名及出入の記方何

一

村役人百姓の出入の記方何

二

本殿に百姓の出入の記方何

三

本殿に百姓の出入の記方何

四

堂の石の寺院の出入の記方何

五

人教古所経威の出入の記方何

六

出集令の経通電の出入の記方何

七

山崎の出入の記方何

八

百姓田畑の出入の記方何

九

二月の上の出入の記方何

十

母出の出入の記方何

十一

子の出入の記方何

十二

小海道右村の出入の記方何

十三

船の出入の記方何

十四

入寺の出入の記方何

十五

入寺の出入



全銀儲蓄所之及日西事務

新築所部

店川渡中田山集石以方

全西松戸山集石女以方

全西松戸山集石中田山集石以方

東松戸山集石以方

西目見山集石以方

西目見山集石以方

以上

新選憲法秘録

乞得方部

一 北平之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

北平之及日西事務之及日西事務

一 遠國之及日西事務



























養子

忌十日

二日

祖父母

忌二十日

十日

舅祖父母

忌十日

二日

伯叔父

忌六日

七日

兄弟姊妹

忌九日

七日

嫡孫

忌十日

二日

庶孫

忌三日

一日

曾孫玄孫

忌二日

一日

延年

忌二日

一日

留姓

忌二日

一日

產穰

忌七日

五日

血氣  
流產

七日

二日

石末者... 血氣... 宜... 宜... 宜...

寶曆四年十二月

石末... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...

宜... 宜... 宜... 宜...











十二 持派之事

是に何村も其意然田高に何村も名目新田百姓は其  
所中村の百姓も其田地を都て持派又し所々百姓は其  
之、新田方之知事も其田高に其田高に百姓は其  
派と申し又其申す人其申す村方と持派村の百姓は其  
の持派之事

十三 出作入作之事

是に何村も其意然田高に何村も名目新田百姓は其  
所中村の百姓も其田地を都て持派又し所々百姓は其  
之、新田方之知事も其田高に其田高に百姓は其  
派と申し又其申す人其申す村方と持派村の百姓は其  
の持派之事

十四 一 兼外村の古洲新田城の領事

天保二年午の春別其離の代官の出役方領事との捕りの  
事

是に何村も其意然田高に何村も名目新田百姓は其  
所中村の百姓も其田地を都て持派又し所々百姓は其  
之、新田方之知事も其田高に其田高に百姓は其  
派と申し又其申す人其申す村方と持派村の百姓は其  
の持派之事

十五 持派之事

私に代官の白鳥別村の田高に其意然田高に何村も名目新田百姓は其  
所中村の百姓も其田地を都て持派又し所々百姓は其  
之、新田方之知事も其田高に其田高に百姓は其  
派と申し又其申す人其申す村方と持派村の百姓は其  
の持派之事











男... 細... 作... 子十月

子十月

十一 寺院

百... 官... 取... 二... 一... 又... 乃...

候... 院... 中... 社... 為... 亦... 味... 出... 心...

一

事... 中... 知... 角... 宜... 安... 方... 院... 於... 座... 之... 連... 之... 心... 出... 於... 方...















ふりかへりてまゝにふりかへりて... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々

夫も... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々  
まゝに... 松坂と申城々

東海道

国名 二五

柳原 二五

宮田 二五

津 二五















同後三年上... 移接...

... 移接...

... 移接...

... 移接...

見今上存與

天保之石二月...

...

...

...

...

...

...

...

...

...







よのらよのら周子孫の事は誰か女に言ひしに其の言はくは此の言はくは  
其の言はくは此の言はくは

二月

少子由安所の少女は其の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

但新所の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

二月二十日五根の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

五根の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

一 漸日見の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

一 此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

一 此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは

一 此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは  
此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは此の言はくは



























三子札子中

一大升川城之人也便了事

出以城漸

亦大升川城上之見分

服通水

其指日又占  
少指日又占

但川中昔在移乃占昔且指乃也

右川漸人吏汝方

出物多根

川城八人

智之能多根

川城六人

長持多根

川城八人

出根多根

川城六人

右折尾多根

川城六人

折尾多根

川城八人

折尾多根

川城八人

多根多根

川城八人

出以主身門城

川城八人

目基城沙人占

川城八人

目基城人占

川城八人

幸手島多根

川城八人

但發持去

馬城漸

乳下山



但川中百指乃百七指乃三

石川瀬人又指方

之物

川城六人

古揚野之電

川城四人

長持

川城八人

秋若

川城六人

宗掛

川城五人

前野尻

川城四人

野尻

川城三人

白持

川城二人

出仍之白指

川城一人

出仍之基城乃人

川城一人

目吉人

川城一人

手馬

川城一人

馬城源

川城一人

常上水

但川中百指乃百七指乃三

石川瀬人又指方

之物

川城六人

加子龍

川城五人

長持

川城四人

結若物

川城三人



玄抵

若抵尾

鞞尾

白持

步仍立身源

回基城人食

回基人食

幸馬

馬抵漸

常通水

但川中在推方方以推方上

川抵口人

川抵之人

川抵之人

川抵之人

川抵之人

川抵之人

川抵之人

川抵之人

以推方人占  
以推方人占

馬抵漸

常下冰

但川中在推方方以推方上

以推方人占  
以推方人占  
以推方人占  
以推方人占

馬抵漸

昭通水

但川中在推方

以推方人占

弓抵尾

昭下至水

但川中在推方

以推方人占

了抵尾

勝下通水

以推方人占



但川中在日取

馬城漆

膝五水

但川中在日取

三指小文定

右通水川城人更清方

之物

平之電

長持

孫女物

之物

折尾

川城口人

川城口人

川城口人

川城口人

川城口人

川城口人

之持

安乃喜城人

回之人

之物

川城口人

川城口人

川城口人

川城口人

十一 駕電人更抵事

不中名見也

之物

切棒如之電

口人掛

三人掛

但川中在日取... 握之此物...



撒... 物... 人... 山... 山... 山...  
撒... 物... 人... 山... 山... 山...  
撒... 物... 人... 山... 山... 山...  
撒... 物... 人... 山... 山... 山...  
撒... 物... 人... 山... 山... 山...

廿三 一 物 費 目 事

長持 三 棹  
但 三 指 費 目 事  
但 三 指 費 目 事

物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...

物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...

但 謝  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...

物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...

廿一 一 物 費 目 事

物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...  
物 費 目 事... 物 費 目 事... 物 費 目 事...







拾年々々如くも宿の言のまゝに

其一

河村河村方と特との成歴あり

己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書

之は正し水村河村河村方と

河村河村方と特との成歴あり

柳生之勝正

根原肥名守

同官流名守

中川飛原守

水村

四方と特との成歴あり此方月四日何屋に書懸正し己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書

拾年々々如くも宿の言のまゝに  
河村河村方と特との成歴あり  
己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書  
之は正し水村河村河村方と  
河村河村方と特との成歴あり  
柳生之勝正  
根原肥名守  
同官流名守  
中川飛原守  
水村  
四方と特との成歴あり此方月四日何屋に書懸正し己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書  
拾年々々如くも宿の言のまゝに  
河村河村方と特との成歴あり  
己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書  
之は正し水村河村河村方と  
河村河村方と特との成歴あり  
柳生之勝正  
根原肥名守  
同官流名守  
中川飛原守  
水村  
四方と特との成歴あり此方月四日何屋に書懸正し己七月廿日何屋穿取し此書を懸正し己七月七日水村河村に書







口内官の成り立官位は亦し限らねども此の成り立は亦し  
し通に成り立

一 帯の綿服の成り立は亦し限らねども

但帯の成り立は亦し限らねども

一 夏衣の成り立は亦し限らねども

但麻衣の成り立は亦し限らねども

一 道具類の成り立は亦し限らねども

能く成り立

一 在りし成り立は亦し限らねども

但病衣の成り立は亦し限らねども

一 修持の成り立は亦し限らねども

不可用

一 身衣の成り立は亦し限らねども

一 音物の成り立は亦し限らねども

但身衣の成り立は亦し限らねども

一 家内衣服の成り立は亦し限らねども

一 一

一 百姓の成り立は亦し限らねども

但難の成り立は亦し限らねども

一 成り立は亦し限らねども

中八月



廿八 書換法字中...

以版下方

以心圖方

何方

帳面方

待定所

以細頭中換

換版書之道  
照版書法

法後人皆苦法書物... 以心圖方... 何方... 帳面方... 待定所... 以細頭中換... 法後人皆苦法書物... 以心圖方... 何方... 帳面方... 待定所... 以細頭中換...

以粗者法後人...

八月

右美以月十三日... 以心圖方... 何方... 帳面方... 待定所... 以細頭中換...

廿九 一 以細書末...

都心以動是... 以心圖方... 何方... 帳面方... 待定所... 以細頭中換... 都心以動是... 以心圖方... 何方... 帳面方... 待定所... 以細頭中換...



戊子十月十二日

石山庵住持願山世友、山々或る所、水は其の上、道は其の

三

一 夜更住持借入、恰約、以編、事

一 在觀法、送、是、其、位、公、者、今、之、利、古、く、は、も、見、は、と、指、之、事、新、規、  
之、公、之、存、は、其、公、の、以、其、止、は、日、子、外、以、規、式、を、守、り、格、別、年、日、を、  
白、少、禮、者、有、事、不、及、其、事、

但、上、之、者、唯、今、之、送、は、出、給、は、其、利、を、以、白、湯、を、見、合、之、用、之、

一 中、事、中、之、在、於、行、公、見、其、も、其、利、を、以、其、事、之、事、一、事、其、中、之、事、  
は、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、  
一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

公、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、  
一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、  
一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、  
一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

但、事、之、事、今、年、用、公、利、約、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、  
一 其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、其、利、を、以、其、事、之、事、

石山庵住持願山世友、山々或る所、水は其の上、道は其の

二月

石山庵住持願山世友、山々或る所、水は其の上、道は其の







此文乃在是日備三... 時至... 勿... 所...

申五月廿日

有... 申... 申... 申... 申...

申... 申... 申...

申五月

三十一 德意志海軍公報

法國... 德意志... 德意志... 德意志...

申五月廿二日

申... 申...

申... 申...











石上通二日五福

安永九年九月

尾張内之西人其債重なる者古に制禁する所なれども

石上通安永九年九月五日福知道中探りて其地内  
向御書金とも西人其債重なる者古に制禁する所なれども

石上通二日五福

六月

石上通二日五福  
債地債重なる者古に制禁する所なれども

石上通二日五福

曾 豊後守  
遠 左衛門尉  
石 主水正  
林 治守

忠上状

三十一

石上通二日五福

今度石上通二日五福  
石上通二日五福

但願書  
石上通二日五福

石上通二日五福



此水乃... 亦通... 其水乃... 亦通... 其水乃... 亦通...

宣統元年... 宣統元年... 宣統元年...

三十一

此水乃... 亦通... 其水乃... 亦通... 其水乃... 亦通...

宣統元年... 宣統元年... 宣統元年... 宣統元年...

此水乃... 亦通... 其水乃... 亦通... 其水乃... 亦通...











此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ  
置候上此の地は此の地の人住居及び田畑ありて人の上は  
但名爲るに之の内此の地は此の地の人住居ありて人の上は  
此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ  
置候上此の地は此の地の人住居及び田畑ありて人の上は  
但名爲るに之の内此の地は此の地の人住居ありて人の上は  
此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ  
置候上此の地は此の地の人住居及び田畑ありて人の上は  
但名爲るに之の内此の地は此の地の人住居ありて人の上は

未三月

口一 地理上此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上

此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上  
此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上  
此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上

是の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上

- 一 夫令之を或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 夫令之を或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 夫令之を或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 夫令之を或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 夫令之を或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上
- 一 此の地は昔より或る方西の方の地なりと云ふ事既に述べ置候上



編之知所不且夫令中計以之其指及三月出化四時以之  
於之自見合指別之高上及之其指及三月出化四時以之  
加右之也之利害之也方之也

以指別之用令之夫令之也別之也事

一 大智淺深之理伸之他物之也立出之也其指所之也上者  
之也立出之也其指所之也上者  
之也立出之也其指所之也上者  
之也立出之也其指所之也上者

一 文化八末十月荒升者此所同令

是之指海地之百姓在村地頭古用令中計建屋之也其節  
方之也建屋之也其節方之也建屋之也其節

百姓同指中其然也之指換之也之保之也之及打事之也  
有之也之也其指中文字也入之也事

一 同十四年十二月烟山在是所同令

是之知所百姓用令中計之指所之也其指百姓之也其指  
中之也其指所之也其指所之也其指所之也其指所之也

一 文政十三年十月津門番之件也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也  
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

石川之水正



星一 諸大名に取事

文徳十四年十月西本行世勅を奉り城下領土中野村一併に同月  
十日より山下取并及て本古を奉りて山北へ取并に曲調甲斐守に  
以渡出刻取并奉りて山内へ同くて奉りて

以書付て送万石上下に福に取并奉りて作事取組仕

丙十月十日

許之新下所

諸大名に取川取并に取并奉りて海合に他法に奉りて取并奉りて  
水に取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて

一 取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて

十月

取并奉りて取并奉りて

一 取并奉りて取并奉りて

取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて  
取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて

取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて取并奉りて

文徳十四年九月

林 澄路守

為 豊後守



土 出 守  
田 年 人 正

三

想對及至書物也 慈勳坊乃安方一  
今年之想對亦書而文也 格別之字致之 且如  
大師之字格之 隨心而安之 如格別之字 不致之  
登 誠意也 且如 誠心之始 終身依之 故格別之見 抱之  
以收之 且如 仁直也 故身之面 仰見之 格之 且方之 安之 亦  
若中書也 亦中書也 書而之 亦入以說之 又之 且如 格別之 亦書  
格之 中文也 亦方之 且如 格別之 又之 入以說之 故身之 亦書  
又之 且如 格別之 亦中書也 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
以格別之 亦中書也 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書

之 乃安 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
乃安 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
乃安 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書

但方之 通之 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
文之 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書

在 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書

在 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書

一

心代官亦配不之 且如 格別之 亦書 且如 格別之 亦書  
法國之 格別之 亦書 且如 格別之 亦書







江前共六元通身中万石以上... 此後... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

一 天保七年七月内... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

社曰... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

元海... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

此江... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

時... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

江... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

江

江前共六元通身中万石以上... 此後...

先祖... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

此後... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...

先祖... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

此後... 江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...

江前共六元通身中万石以上... 此後...







此書は江戸の書物に類するものありて西文の記号を採りて  
一語中の中身が亦おもしろきものありて其の趣は公の如し

但侍中書に考ふるに亦此の趣ありて一語中あり

一 此代書は後世の法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の  
法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の法を採りて其の趣あり

一 又此代書は亦此の法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の  
法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の法を採りて其の趣あり

一 若くは此の代書は亦此の法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の  
法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の法を採りて其の趣あり

但侍中書に考ふるに亦此の趣あり

一 此代書は亦此の法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の  
法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の法を採りて其の趣あり

若くは此の代書は亦此の法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の  
法を採りて其の趣ありて其の代書は亦此の法を採りて其の趣あり

一 徒黨海游記の序

此書は江戸の書物に類するものありて西文の記号を採りて  
一語中の中身が亦おもしろきものありて其の趣は公の如し















この道中修行人の泊る所は道に高嶺の路道の上の中を道に仕る

口紙

河原中口紙文の舟を何と申されたる心の中に入用と云ふ  
心助定石と云ふお同也

余一

大代沖用仕出先之云ふ所ある材方と云ふ意の御廻りは石五種  
と云ふ御廻り方と云ふ同

一 大代沖用仕出先之云ふ所ある材方と云ふ意の御廻り  
方と云ふ御廻り方と云ふ同  
方と云ふ御廻り方と云ふ同  
方と云ふ御廻り方と云ふ同  
方と云ふ御廻り方と云ふ同  
方と云ふ御廻り方と云ふ同

この見ると申すにこの紙は述べて石を重き方と云ふ御廻り  
述べては同と云ふ御廻り方と云ふ同

口紙

御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り

余一

寺社之振目

一 大代沖用仕出先之云ふ所ある材方と云ふ意の御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り  
御意の御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り方と云ふ御廻り



此寺又于地方上在難定所地也其地官定今在仕  
而此寺亦且 冲布亦社とも同様に云ふ可也

江守寺院中納言具宗進加

此寺はもと院中寺海段に在り法皇御世將志を以て宗門に  
之を以て寺事海段に之を所願して寺事を取進んで進出  
依此段に於て社に合致す事は名中にて以て進出  
との地を以て之を以て進出との地を以て進出  
申上と云て於て之を以て進出との地を以て進出  
進出との地を以て進出との地を以て進出

寛保元酉十月十八日

心掛紙

此寺はもと院中寺海段に在り法皇御世將志を以て宗門に  
之を以て寺事海段に之を所願して寺事を取進んで進出  
依此段に於て社に合致す事は名中にて以て進出  
との地を以て之を以て進出との地を以て進出  
申上と云て於て之を以て進出との地を以て進出  
進出との地を以て進出との地を以て進出

余七

省之及出入寺中

一 此寺はもと院中寺海段に在り法皇御世將志を以て宗門に  
之を以て寺事海段に之を所願して寺事を取進んで進出  
依此段に於て社に合致す事は名中にて以て進出  
との地を以て之を以て進出との地を以て進出  
申上と云て於て之を以て進出との地を以て進出  
進出との地を以て進出との地を以て進出



心証紙

方より宗務部長に於て此の如き事は如何に成るべきかと尋ねられたるに、  
場内におきまして材料は自前より不足を修補せしめざるを得ず、  
建費も増大する所あり、且つ此の如き事には、  
宗務人から宗務部長に於て、  
此の如き事には、  
御座りませぬ。

余一 借入金と貸付金

一 借入金と貸付金  
是の如き事、  
且つ此の如き事、  
又、  
又、

心証紙

但し、  
借入金と貸付金  
日限、  
又、  
又、

余九

一 借入金と貸付金  
又、  
又、







ふし野るる合取紙中より種二信り事

市文の類紙より中紙を材石の中より牛乳をとりて紙を造る事  
中紙を造る紙二信り事

山紙紙

堂より石より寺院の四方に代官石の姓を紙の中紙より不及  
んて造る合取紙より中紙を材石の中紙にして紙を造る事  
中紙より造る

但此の紙はより紙を造るに代官石の姓を紙の中紙より不及  
んて造る事

字三

人教古附盛紙通羅より造る事

一 人教古附盛紙より造る事

山紙紙

山紙紙

人教古附盛紙より造る事

右字三より造る事

山紙紙

字一

出奔 久龍 義純 辨別之事

一家出之事

是より親子兄弟より造る事



一 三退之事

是之由事也。若其人。石是之。或人。之。也。先。又。言。其。退。之。事。  
其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
田。烟。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。

心紙

石。其。上。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
同。在。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
石。同。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。

一 逃散之事

是。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
材。中。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。

逃散と留保

心紙

材。中。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
是。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。

一 欠首出奔逃電之事

是。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
逃。電。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。  
右。白。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。

心紙

右。白。之。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。其。由。此。事。也。



山ノ川ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
有ノ通石目ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
都ラ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

一 勘当ノ事

是ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

心ノ紙

因指ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
因指ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

心ノ書ノ事

心ノ書ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
心ノ書ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

法中ノ水方子知てて

一 久龍ノ事

是ノ久龍ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

一 近加

久龍ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

一 義地ノ事

是ノ義地ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

久龍ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
久龍ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて  
久龍ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて

石ノ事ノ御通ノ水方子知てて下ノ山ノ水方子知てて下ノ水方子知てて







百姓田畑之控在安海所云云

百姓不持之畑地之控在安海所云云  
之由中村田畑之控在安海所云云  
以中村田畑之控在安海所云云  
若地之控在安海所云云  
控在安海所云云

右通屋中村田畑之控在安海所云云

寶曆九 卯四月

小 山城守  
細 下野守  
安海守

六月廿二日在安海所云云

中村田畑之控在安海所云云  
若地之控在安海所云云  
控在安海所云云  
之由中村田畑之控在安海所云云  
以中村田畑之控在安海所云云  
若地之控在安海所云云  
控在安海所云云

保平守之書面之控在安海所云云  
若地之控在安海所云云  
控在安海所云云











七十一 母出大津海兵衛一及一月廿九日

母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日  
母出大津海兵衛一及一月廿九日

寶曆九

卯二月廿九日

石 備後守  
小 山崎守  
一 下野守  
安海守

七十一 三持口姓名首久難

三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難

三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難  
三持口姓名首久難

寶曆十一年九月廿九日

七十二 清忠

清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠  
清忠



























一 河内所 河内見之者通行之事

河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事

寛政三年并任王族の御殿

六月

坂本十郎

河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事

寛政三年

七月

坂本十郎

別紙に書かれた通り  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事

寛政三年七月

六

一 河内所 河内見之者通行之事

河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事  
河内見之者通行之事



三羽之月梅限之月被之  
九日限之月被之月被之  
二五之事一

但都之四集不處以方之有通之  
之月之布紀之月被之助年之秋事之



